

第3章 基本理念・基本目標

1 基本理念

次代を担う子どもたちが豊かな人間性を育み、自らたくましく成長するためには、家庭や地域の中で子どもたちの自主性を尊重し、安全にいきいきと学び遊べる環境が必要です。そこで本市では、子育て家庭、地域住民、事業者、行政が一体となって社会全体で子育ち（注3）・子育てできる環境をつくり、誰もが安心して子どもを生み、子育てに夢や希望を持つことができる社会の実現をめざします。

はばたく夢 子どもとともに育つ都市 大好き おかげさまで

(注3) 子育ち：子ども自身が健全に成長していく過程のことをいう。

2 基本目標

この計画では、基本理念を実現するために次の3つを基本的な目標とし、これらを柱として総合的に施策を推進していきます。

基本目標1 「子どもが いきいきと 育つまち」

この目標では、子どもの人権の尊重、子どもの人間性を豊かに育む環境づくり、安全と安心の確保、心身の健やかな成長の支援などを通じて、子どもがいきいきと育つまちをめざした施策を推進します。

基本目標2 「家族が ともに 育つまち」

この目標では、親や家族が子育てに喜びを感じる環境づくり、すべての子育て家庭のネットワークづくり、共働き家庭における仕事と子育ての両立支援などを通じて、家族がともに育つまちをめざした施策を推進します。

基本目標3 「地域が すすんで 支えあうまち」

この目標では、地域住民であるすべての人がいつでも子育てを支えるという意識の浸透などを通じて、地域がすすんで支えあうまちをめざした施策を推進します。また、次代の親となる若者に対して、将来に向けた意識づくりにも取り組みます。

3 基本的な視点

(1) 子どもの視点

子育て支援サービスにより最も影響を受けるのは、子ども自身であることから、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮します。特に、子育てでは男女が協力して行うべきものとの視点に立った取り組みを進めます。

(2) 次代の親づくりの視点

子どもは次代の親であるという認識のもとに、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進めます。

(3) サービス利用者の視点

子育て家庭の生活実態や子育て支援の利用者ニーズが多様化していることを踏まえ、家庭の特性やニーズに対応できるよう、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的なサービス提供を進めます。

(4) 社会全体による支援の視点

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、行政や事業者、地域社会を含めた社会全体の様々な担い手が協働し子育て支援の取り組みを進めます。

(5) 仕事と生活の調和の実現の視点

市民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できるよう、関係者が連携し仕事と生活の調和を進めます。

(6) すべての子どもと家庭への支援の視点

子育て家庭の孤立や社会的養護を必要とする子どもの増加、虐待などの子どもの抱える背景の多様化といった状況に十分対応できるよう、社会的養護体制についての整備を進めます。家庭的な養護、自立支援策の強化という観点も十分踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援を進めます。

(7) 地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域における子育てに関する活動を行う様々な市民活動団体や民間事業者、民生委員・児童委員、地域に貢献している高齢者など、様々な社会資源や各種の公共施設を十分かつ効果的に活用していきます。

(8) サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できるよう、サービス供給量を適切に確保するとともに、サービスの質の向上、人材の資質の向上を図り、情報公開の取り組みを進めます。

(9) 地域特性の視点

市内の豊かな歴史や文化遺産、自然環境など地域固有の資源や財産を効果的に活用した各種取り組みを進めます。

○推進事業における対象者欄の名称の一部は、児童福祉法に基づいて下表のように定義しました。

事業対象者の名称	定義
児童	18歳未満の者
乳児	1歳未満の者
幼児	満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
妊娠婦	妊娠中または出産後1年以内の女性

4 施策の体系



